

令和 8 年第 2 回 広島市議会定例会提出案件
(令和 8 年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
24 件	23 件	5 件	52 件

1 予算案

- (1) 令和 8 年度広島市一般会計予算
- (2) 令和 8 年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (3) 令和 8 年度広島市物品調達特別会計予算
- (4) 令和 8 年度広島市公債管理特別会計予算
- (5) 令和 8 年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (6) 令和 8 年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (7) 令和 8 年度広島市西風新都特別会計予算
- (8) 令和 8 年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和 8 年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (10) 令和 8 年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 令和 8 年度広島市競輪事業特別会計予算
- (12) 令和 8 年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (13) 令和 8 年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (14) 令和 8 年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (15) 令和 8 年度広島市開発事業特別会計予算
- (16) 令和 8 年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (17) 令和 8 年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 令和 8 年度高南財産区特別会計予算
- (19) 令和 8 年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和 8 年度小河内財産区特別会計予算
- (21) 令和 8 年度砂谷財産区特別会計予算
- (22) 令和 8 年度広島市水道事業会計予算
- (23) 令和 8 年度広島市下水道事業会計予算
- (24) 令和 8 年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市附属機関設置条例の一部
改正について
(こども未来局ほか)

(主な改正内容)

幼保連携型認定こども園の新設に伴い、
幼児に対する指導が不適切である保育教
諭の認定に関する事項を審議するため、
市長の附属機関として広島市指導不適切
保育教諭認定審議会を設置するもの

施行期日 令和8年4月1日

- (2) 広島市行政手続条例の一部改正
について(企画総務局)

行政手続法の改正に準じ、名宛人の所在が
判明しない場合の聴聞等の通知に係る公示
の方法について、インターネットを使用す
る方法その他の不特定多数の者が閲覧でき
るものとして規則で定める方法及び掲示場
に掲示する方法等とするもの

施行期日 令和8年5月21日

- (3) 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
(企画総務局)

行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図るもの

(主な改正内容)

1 題名の変更

現行	広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
改正	広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

- 2 本市の機関は、原則として、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムを整備しなければならないこととする。

施行期日 令和8年4月1日

- (4) 広島市都市計画関係手数料条例の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に対する審査事務について、容積率又は各部分の高さの特例許可申請に対する審査事務に改めるもの

施行期日 令和8年4月1日

(5) 広島市債権管理条例の制定について（財政局）

債権の管理に関する事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるもの

（主な内容）

- 1 市長等は、法令等の定めるところに従い、債権を適正に管理しなければならない。
- 2 市長等は、500万円以下の債権について、破産法等により債務者がその責任を免れたとき、消滅時効が完成したとき等には、当該債権を放棄することができる。

施行期日 令和8年4月1日

(6) 広島平和記念資料館条例の一部改正について（市民局）

平和記念資料館の附属展示施設を設置するもの

名称 広島平和記念資料館旧広島逓信病院外来棟平和資料館

位置 中区東白島町19番12号

施行期日 令和8年5月1日

(7) 広島市印鑑条例の一部改正について（企画総務局）

電気通信事業法の改正に伴う規定の整備

施行期日 電気通信事業法及び日本電信
電話株式会社等に関する法律
の一部を改正する法律の施行
の日

(8) 広島市運動場条例の一部改正について（市民局）

湯来南運動広場の人工芝整備に伴い、利用
料金の上限額を改めるもの

(例) 全体を専用する場合
1 時間までごとに
(現行) (改正)

小人 6 2 0 円 → 1, 1 4 0 円
大人 1, 2 0 0 円 → 2, 2 8 0 円

施行期日 令和 8 年 6 月 1 日

(9) 広島市湯の山温泉館条例の一部
改正について（経済観光局）

広島県の公衆浴場入浴料金の統制額の改定
等に鑑み、湯の山温泉館の利用料金の上限
額を改めるもの

(例) 1 2 歳以上の者
(現行) (改正)
1 人 1 回につき 4 3 0 円 → 4 5 0 円

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

- (10) 広島市火入れに関する条例の一部改正について（経済観光局）

広島市火災予防条例の改正に鑑み、林野火災注意報が発令されたときは火入れを中止しなければならないこととするもの

施行期日 令和8年4月1日

- (11) 広島市ひとり親家庭等医療費補助条例等の一部改正について（健康福祉局）

医療費に係る自己負担額について、他の法令の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費及び重度精神障害者通院医療費の補助は行わないこととするもの

施行期日 令和9年1月1日

- (12) 広島市特定教育・保育施設等運営基準条例の一部改正について（こども未来局）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるもの

施行期日 令和8年4月1日

- (13) 広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について（こども未来局）

子ども・子育て支援法の改正に鑑み、正当な理由なしに妊婦のための支援給付又は乳児等のための支援給付に関する報告命令に応じない場合等に科す過料を10万円以下と定めるもの

施行期日 令和8年4月1日

- (14) 広島市児童館条例の一部改正について（こども未来局）

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市東野児童館	安佐南区東野一丁目7番11号

施行期日 令和8年5月1日

- (15) 広島市こども医療費補助条例の一部改正について（健康福祉局）

- 1 補助対象者である保護者の所得制限を廃止するもの
- 2 こどもの範囲を拡大するもの

現行	改正
中学3年生まで	高校生年代まで

- 3 医療費に係る自己負担額について、他の法令の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による補助は行わないこととするもの

施行期日 令和9年1月1日

(16) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について（健康福祉局）

（主な改正内容）

国民健康保険法等の改正に伴うもの

子ども・子育て支援納付金に係る保険
料の賦課規定を新設する。

施行期日 令和８年４月１日

(17) 広島市保健センター使用料及び
手数料条例の一部改正について
（健康福祉局）

保健センターにおける一般健康診断事業の
終了に伴い、普通診断書料及び特別診断書
料を廃止するもの

施行期日 令和８年４月１日

- (18) 広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（健康福祉局）

（主な改正内容）

- 1 広島市医師会運営・安芸市民病院の病床数を変更するもの

現 行	改 正
一般病床80床及び療養病床60床	一般病床100床

- 2 安芸市民病院事業の附帯事業として介護医療院を設置するもの

名称 広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院

入所定員 40人

施行期日 令和8年11月1日

- (19) 広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について（健康福祉局）

（主な改正内容）

- 1 広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院の設置に伴い、その使用料及び手数料を定めるもの

（例）使用料

介護保険法の費用の算定の例により算定した額

施行期日 令和8年11月1日

- 2 地方独立行政法人広島市立病院機構
の料金改定に鑑み、広島市医師会運
営・安芸市民病院における手数料の
額を改めるもの

(例) 普通診断書料 1 通につき
(現行) (改正)
1, 3 5 0 円 → 3, 0 1 0 円

施行期日 令和 8 年 6 月 1 日

- (20) 広島市自転車等駐車場条例の一
部改正について (道路交通局)

自転車等の駐車場を新設するもの

名称	位置
広島市河原町自転車 等駐車場	中区河原町
広島市舟入町自転車 等駐車場	中区舟入町

施行期日 令和 8 年 7 月 1 日

(21) 広島市下水道条例等の一部改正
について（下水道局）

共同浄化槽の設置に伴うもの

1 広島市下水道条例の一部改正

（主な改正内容）

(1) 名称

ふしだに
伏谷共同浄化槽

(2) 主たる施設の位置

佐伯区湯来町大字伏谷 7 7 8 番地
1 5

2 広島市下水道事業分担金条例の一部
改正

共同浄化槽に接続するため排水設備の
工事の検査を受けた建築物を所有する
者に対し、分担金を賦課するもの

3 広島市水洗便所設備資金貸付条例の
一部改正

共同浄化槽に接続するため既設のくみ
取便所を水洗便所に改造する工事等
を行う者に対し、市が工事に必要な資金
を貸し付けることができるようにする
もの

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

(22) 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について（道路交通局）

駐車場法施行令の改正により、同令に規定する特定用途の範囲に共同住宅が追加されることに伴い、共同住宅の駐車施設の附置義務に関する基準に影響を生じさせないため、規定の整備を行うもの

施行期日 令和8年4月1日

(23) 広島市水道給水条例等の一部改正について（水道局）

（主な改正内容）

給水装置の工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料を改定するもの

（例）

種類	種別	金額	
		現行	改定
設計審査手数料	口径が20ミリメートル及び25ミリメートルのもの の 1工事につき	2,500円	2,900円
工事検査手数料	口径が20ミリメートル及び25ミリメートルのもの の 1工事につき	2,800円	3,400円

施行期日 令和8年10月1日

3 その他の議案

- (1) 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて
(企画総務局)

1 住居表示を実施する市街地の区域

位 置	面 積
南区出島四丁目の一部	0.08km ²

2 住居表示の方法 街区方式

- (2) 広島市と庄原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
(企画総務局)

庄原市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することによるもの

(3) 地方独立行政法人広島市立病院
機構第4期中期計画の認可につ
いて（健康福祉局）

地方独立行政法人広島市立病院機構の第4
期中期計画を認可するもの

(4) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について（道路交通局）

広島高速道路公社が国土交通省中国地方整
備局長へ定款変更に係る認可の申請をする
ことに同意するもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	936億2,960万円
変更後 B	962億 460万円
増減 B－A	25億7,500万円

(5) 包括外部監査契約の締結について（監査事務局）

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1, 798万円

相手方 住所 広島市南区京橋町6番2
3-1402号

氏名 黒田 健治

資格 公認会計士

[追加送付等予定案件]

(1) 広島市介護保険条例の一部改正について（健康福祉局）

介護保険法施行令の改正に伴うもの

令和8年度の保険料率の算定について、
令和7年度税制改正による給与所得控除
の見直しの影響を生じさせないための特
例を設ける。

施行期日 令和8年4月1日

(2) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を
定める政令の改正に伴うもの

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の
補償基礎額を引き上げる。

非常勤消防団員

階 級	勤 務 年 数					
	10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正
団 長 及 び 副 団 長	1万2,900円	1万3,340円	1万3,700円	1万4,170円	1万4,500円	1万5,000円
分団長及び 副分団長	1万1,300円	1万1,670円	1万2,100円	1万2,500円	1万2,900円	1万3,340円
部長、班長 及び団員	9,700円	1万円	1万500円	1万840円	1万1,300円	1万1,670円

消防作業従事者等

区分	現行	改正
最低額	9,700円	10,000円
最高額	14,500円	15,000円

2 損害補償の補償基礎額の扶養加算額
の改定

区分	現行	改正
配偶者	100円	廃止
子	383円	433円

施行期日 令和8年4月1日

[追加提出予定案件]

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1) 教育長の任命の同意について
(企画総務局) | 任期満了によるもの |
|------------------------------|-----------|

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (2) 教育委員会委員の任命の同意に
ついて (企画総務局) | 任期満了によるもの |
|-----------------------------------|-----------|

- (3) 固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について（財政局）
- 任満了によるもの

[参考]

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて（市民局）
- 任満了によるもの